

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定のお知らせ

島根中央信用金庫

金融庁は、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにしています。

当金庫は、これを踏まえ預金規定を2019年10月より改訂いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引の目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においては、お取引の内容や状況等に応じて、過去にご確認させていただいていたお客様の取引の目的やお客様に関する情報等を営業店窓口や郵送等により再度ご確認させていただく場合があります。

また、この確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料等のご提出にあたり、適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1.対象となる主な預金規定等

- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定
- ・定期性総合口座取引規定
- ・通知預金規定
- ・当座勘定規定(一般用)

2.主な改正内容(例:普通預金(無利息型普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定)

「取引の制限等」条項の新設、「解約等」条項での一部追加、変更(下線部を新設・追加・変更します)

5. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 前記(1)～(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合には、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6. (解約等)

- (1) 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）、貯蓄預金、納税準備預金（以下これらを「この預金」といいます。）を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 下記①～⑥の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が普通預金（無利息型普通預金含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定第5条第1項に違反した場合
 - ③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥上記①～⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合